

北那須ジュニアサッカー連盟規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本連盟は、北那須ジュニアサッカー連盟と称し、英文では Kitanasu Junior Football Association と称する。

(機構)

第 2 条 本連盟は、公益社団法人栃木県サッカー協会の統括を受ける。

(事務所)

第 3 条 本連盟の事務所は、理事長の定めるところに置く。

第 2 章 目 的

(目的)

第 4 条 本連盟は、大田原市、那須塩原市、那須町におけるジュニアサッカーの統括機関であり、加盟チームの協働のもと、少年・少女サッカーの水準向上と普及に努めるとともに、国内外において交流を行い、青少年の健全育成を目的とする。

第 3 章 事 業

(事業)

第 5 条 本連盟は、第 4 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本連盟リーグ戦（前期・後期）
- (2) 本連盟各種大会（予選大会、北那須チャレンジカップ、北那須ウィンターフェスティバル等）
- (3) トレーニングセンター並びにサッカー教室の開催
- (4) 審判研修会の開催
- (5) 指導者研修会の開催
- (6) 近県交流または国内外への遠征
- (7) 本連盟関係者の研修及び地域社会貢献活動
- (8) ジュニアサッカーに関する功労者の推薦
- (9) サッカー場の確保及び連絡調整
- (10) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第 4 章 会 員

(構成員)

第 6 条 本連盟は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 (公財) 日本サッカー協会第 4 種加盟登録チーム
 - (2) 準会員 本連盟の目的に賛同した (公財) 日本サッカー協会第 4 種未加盟チーム
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって評議員とする。

(加盟)

第7条 本連盟に加盟しようとするチームは、本連盟の承認を得なければならない。登録内容に変更が生じたときは、速やかに訂正を申請しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び準会員は次の会費（運営費）を納める。

- | | | |
|---------|------------|--------|
| (1) 正会員 | 総会で決定した額 | |
| | 4月～9月登録 | 全額 |
| | 10月～翌年3月登録 | 半額 |
| (2) 準会員 | 4月～9月登録 | 5,000円 |
| | 10月～翌年3月登録 | 3,000円 |

(退会)

第9条 本連盟を退会する場合は、その旨を本連盟に届け出るものとする。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の抛出金は返還しない。

第5章 組織

(組織)

第11条 本連盟は、日本サッカー協会規約に基づく第4種チームで、北那須地域（大田原市、那須塩原市、那須町）で活動するチームで組織する。

- 2 本連盟加盟チームは本連盟の目的達成のため必要な条件を備えなければならない。
- 3 本連盟加盟チームは目的達成のため誠意をもって活動しなければならない。

(役員)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事長 : 1名
 - (2) 副理事長 : 若干名
 - (3) 常任理事 : 事務局長、事務局次長、各委員長
 - (4) 事務局長 : 1名
 - (5) 事務局次長 : 若干名
 - (6) 理事 : 大田原市2名以内、那須塩原市・那須町3名以内、学識経験者若干名
 - (7) 委員長 : 各1名
 - (8) 会計監事 : 2名
- 2 本連盟に次の名誉役員を置くことができる。
- (1) 名誉顧問 : 1名
 - (2) 顧問 : 若干名

(理事長及び副理事長)

第13条 理事長は本連盟を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。

(理事)

第14条 理事は、大田原市、那須塩原市、那須町の各地区評議員会において選出する。

2 学識経験者を理事会の議を経て理事長が委嘱することができる。

(評議員)

第15条 評議員は第6条に定める正会員チームから代表者1名を選出する。

(役員を選出)

第16条 理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び各委員長は理事会の互選により選出する。

(会計監事)

第17条 会計監事は理事会の互選により選出する。

(名誉役員)

第18条 名誉役員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(役員の仕事)

第19条 本連盟の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 理事長 : 本連盟を代表し会務を統括する。
- (2) 副理事長 : 理事長を補佐し必要に応じ職務を代行する。
- (3) 常任理事 : 常任理事会を構成し緊急業務を執行する。
- (4) 事務局長 : 本連盟事務を統括するとともに、栃木県ジュニアサッカー連盟に北那須地区の地区理事として派遣される。
- (5) 事務局次長 : 事務局長を補佐し、事務局に事故あるときはこれを代行する。事務局次長のうち1名は栃木県ジュニアサッカー連盟に北那須地区の地区理事として派遣される。
- (6) 理事 : 理事会を構成し業務を執行する。
- (7) 委員長 : 担当事務を処理する
- (8) 会計監事 : 会計監査を行う
- (9) 顧問 : 本連盟の重要事項について助言を行う。

(任期)

第20条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第 6 章 専門委員会

(設置)

第 21 条 本連盟に次の委員会を置く。

- (1) 事務局
- (2) 競技運営委員会
- (3) 財務委員会
- (4) 技術委員会
- (5) グラスルーツ委員会
- (6) 審判委員会
- (7) 規律・フェアプレー委員会

(組織及び委員)

第 22 条 各専門委員会は、それぞれ委員長及び委員をもって構成し、専門委員は委員の外、学識経験のあるものを理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 次の委員会の委員は次のとおりとする。

ア 審判委員は、(公財)日本サッカー協会に登録された3級以上の審判員及びそれに準ずる審判員並びに審判員の指導者とする。

イ 技術委員には、正会員のチームから1名以上選出する。

3 委員会の決定事項及び事業は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(任期)

第 23 条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集・議長)

第 24 条 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

(業務)

第 25 条 各専門委員会の主たる業務は次のとおりとする。

(1) 事務局

ア 関係文書の收受及び発信並びに保管、整理に関すること。

イ 各会議の召集及び準備に関する事務に関すること。

ウ 協会・連盟の公印及び備品の保管に関すること。

エ 役員名簿、加盟団体名簿、登録票の保管及び手続きに関すること。

オ 本連盟の事業計画及び事業報告に関すること。

カ 各種大会の競技記録及び記録に関する必要事項に関すること。

キ 各種予選大会記録及び会議議事録の県協会第4種委員会への報告に関すること。

ク 渉外及び一般報道に関すること。

ケ 各専門委員会の連絡調整に関すること。

コ 規約、細則等の改廃、研究、企画に関すること。

- サ 販売事業に関すること。
- シ 運営事業に関すること。
- (2) 競技運営委員会
 - ア 大会関係文書の收受及び発信並びに保管、整理に関すること。
 - イ 各大会の計画立案及び調整に関すること。
 - ウ 各大会の運営に関すること。
 - エ サッカー競技施設に関する渉外に関すること。
- (3) 財務委員会
 - ア 本連盟の運営にかかる費用の管理及び金銭出納、決算に関すること。
 - イ 運営費、各種大会の徴収簿の管理に関すること。
 - ウ その他、経理及び財務に関すること。
- (4) 技術委員会
 - ア 競技技術の調査、研究並びに指導に関すること。
 - イ 技術講習会・研究会、トレーニングセンター等に関する立案及び実施。
 - ウ 指導者の研修及び派遣に関すること。
 - エ 選手の育成強化方針及び対策に関すること。
 - オ 県ジュニアトレーニングセンターへの候補選手を選考すること
 - カ その他、選手強化に必要な事項に関すること。
- (5) グラスルーツ委員会
 - ア 県グラスルーツ委員会から委託された事業の遂行。
 - イ 北那須ジュニアサッカー連盟の各年代の登録者拡大に関する事。
 - ウ 普及関連事業の企画・運営に関する事項。
 - エ 各種フェスティバル・巡回指導・人材発掘・養成に関する事項。
 - オ その他、本委員会の目的達成に必要な事業。
- (6) 審判委員会
 - ア 各種大会等の審判員の編成及び割り当て並びに審判の実施に関すること。
 - イ 審判技術の研修並びにその指導に関すること。
 - ウ 上級審判資格の取得の推薦に関すること。
 - エ 審判員の養成並びにそれに伴う計画の立案及び実施に関すること。
 - オ 審判インストラクターの養成並びにそれに伴う計画の立案及び実施に関すること
 - カ 競技規則の研究及び取扱いに関すること。
 - キ その他、審判に関する必要な事項に関すること。
- (7) 規律・フェアプレー委員会
 - ア (公財)日本サッカー協会規約違反行為の調査並び処分決定に関すること。
 - イ 倫理的違反行為の調査並び処分決定に関すること。
 - ウ 競技場内またはその周辺で発生したチーム及びその所属員に関する懲罰事項の調査並びに処分決定に関すること。
 - エ 上記ア～ウに関する事項が発生した場合、(公社)栃木県サッカー協会に進言して裁定を仰ぐ。
 - オ フェアプレーの啓発活動に関すること。

(細則の制定)

第 26 条 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第 7 章 会 議

(会議の種類)

第 27 条 本連盟の会議は、総会、常任理事会、理事会、専門委員会及び地区評議員会とする。

(総会)

- 第 28 条 総会は、毎年 3 月に理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時に総会を招集することができる。
- 2 総会は、正会員の代表者である評議員と本連盟役員をもって構成する。ただし、本連盟役員並びに準会員は議決に加わる権利を有しない。
 - 3 総会は次の事項について審議する最終議決機関とする。
 - (1) 総会の議決を要する役員承認
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 事業計画
 - (4) 本会規約の改廃
 - (5) その他議決を要する重要事項
 - 4 総会の議長は、その総会に出席した構成員の中から選任する。
 - 5 総会は、評議員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した評議員は出席したものとみなす。
 - 6 総会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任理事会)

- 第 29 条 常任理事会は理事長、副理事長、常任理事をもって組織し、理事長が召集する。
- 2 常任理事会は次の事項を執行する。ただし、緊急事項の専決については、事後速やかに理事会の承認を求めなければならない。
 - (1) 理事会より委任された事項
 - (2) 緊急事項の専決
 - 3 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(理事会)

- 第 30 条 理事会は理事長、副理事長、事務局、理事、各委員長をもって組織し、理事長が召集する。
- 2 理事会は、本連盟の意思決定及び業務執行機関とし、次の事項を執行する。

- (1) 総会の議決に基づく会務
 - (2) 理事会の議決を要する役員の推薦及び選出
 - (3) 賞罰の裁定
 - (4) 栃木県ジュニアサッカー連盟および県内6地区ジュニアサッカー連盟、ならびに地域との連絡、協議。
 - (5) その他必要とする事項
- 3 理事会は本連盟特別会計年次決算及び予算を専決する。ただし、専決した決算及び予算は事後速やかに総会に報告しなければならない。
 - 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(地区評議会)

- 第31条 地区評議会は、大田原市、那須塩原市・那須町の市町ごとに開催する。
- 2 地区評議会は、市町ごとの評議員で構成され、第14条で定めた理事が議長となる。
 - 3 地区評議会は、理事会とともに本連盟の業務を遂行する。
 - 4 地区評議会で議決された事案については、理事会に報告する。

(その他の会議)

- 第32条 理事会は、規律・フェアプレー委員会および必要に応じてその他の会議を置くことができる。

第8章 会計

(会費)

- 第33条 本連盟加盟チームは、第8条に定める会費を納付しなければならない。

(経費)

- 第34条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。
- (1) 会費（運営費）
 - (2) 公共団体により交付された補助金
 - (3) その他の収入

(会計年度)

- 第35条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 雑則

(関連規則の制定)

- 第36条 本規約の施行において必要な関連事項は、総会の議決により別に定める。

(規約違反への処分)

- 第 37 条 加盟チームが本規約ならびに別に定める規約細則に著しく違反し、また本連盟の名誉を著しく傷つける行為を為し、加盟チームとして不相当と認められるとき、理事会の議決を経て、（公社）栃木県サッカー協会に進言して裁定を仰ぐ。
- 2 加盟チームが、本規約第 11 条第 2 項および第 3 項に違反したとき、別に定める規約細則に基づき、理事会の議決を経て、（公社）栃木県サッカー協会に進言して裁定を仰ぐ。

（改廃）

第 38 条 本規約ならびに関連規則は、総会の議決によらない限り改廃することはできない。

附 則

本規約は平成 31(2019)年 3 月 20 日から施行

令和 2 年 4 月 2 日 一部改訂

令和 5 年 3 月 21 日 一部改訂

令和 8 年 3 月 改訂（会長職廃止・組織改編）